平成２１年（フ）第１９６号
香川県坂出市本町２丁目11番４号
債務者　島本　啓次
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５２７号
静岡県浜松市東区積志町232番地、住民票上の住所静岡県浜松市中区富塚町1570番地の１ＢＲ21―202号室
債務者　松原嘉克子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２６６３号
横浜市金沢区富岡東６丁目30番Ｋ―405号
債務者　米山　景子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０７号
岡山市中区円山54番地15
債務者　中野　公二
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３４号
岡山市中区高島２丁目４番２―２号
債務者　森本　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９３号
岡山市中区江並252番地23　シティハイムえなみＡ201
債務者　藤原真須美（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８２号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―９―115
債務者　鷹橋　晴美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２９４号
広島県福山市新涯町３丁目５番７号
債務者　小林　一成
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３３６号
広島県庄原市総領町下領家463番地
債務者　角マリアこと　ＫＡＤＯ　ＭＡ　ＶＩＲＧＩＮＩＡ　ＴＡＹＡＭ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３３７号
広島県府中市中須町829番地、前住所広島県府中市中須町905番地の２
債務者　新納　昭夫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５２６号
青森市本町１丁目４番16号　佐藤ビル２階202号
債務者　八重澤幸夫
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
青森市松森１丁目11番12号　松見荘７号
債務者　今　　盛
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
岡山県津山市一方285番地
債務者　津本　明子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４５６号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本21番地１
債務者　小林　　聡
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本21番地１
債務者　小林　光子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係